



# 六管区水路通報第18号

令和5年5月12日

第六管区海上保安本部

## 【目次】

第199項	瀬戸内海	播磨灘、日生港	掘下げ作業
第200項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	小型船操縦訓練
第201項	瀬戸内海	宇野港	重量物荷役作業
第202項	瀬戸内海	高松港	浮棧橋撤去
第203項	瀬戸内海	高松港及び付近	ヨットレース
第204項	瀬戸内海	水島港	深浅測量
第205項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業等
第206項	瀬戸内海	水島港及び付近	環境調査
第207項	瀬戸内海	西条港	灯浮標消灯、仮灯設置
第208項	瀬戸内海	西条港及び付近	地盤改良工事
第209項	瀬戸内海	燧灘、比岐島西方	海上訓練
第210項	瀬戸内海	今治港、第2区	重量物荷役作業
第211項	瀬戸内海	広島港、第1区	橋梁灯復旧
第212項	瀬戸内海	広島港、第3区	海上行事
第213項	瀬戸内海	広島港及び付近	海上訓練
第214項	瀬戸内海	広島湾	環境調査
お知らせ	G7広島サミット開催に伴う海上警備に関するお願い		

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

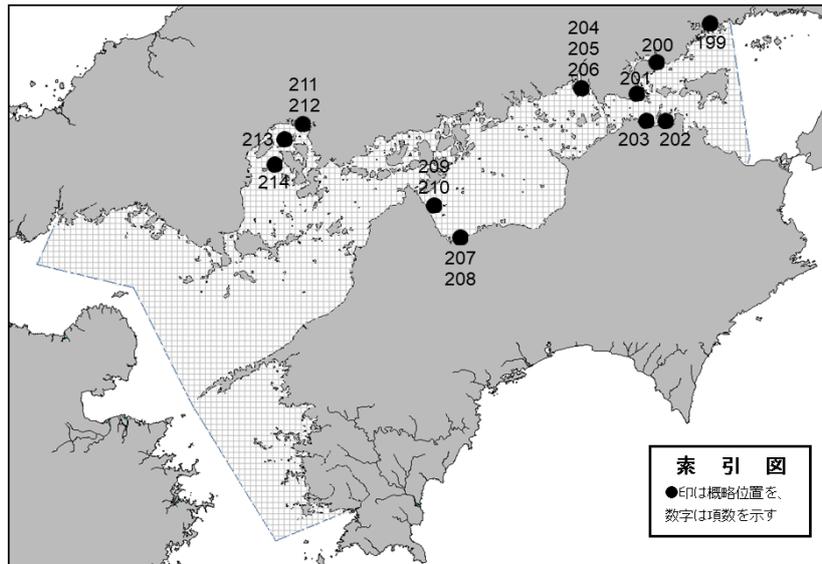
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★5年199項 瀬戸内海 — 播磨灘、日生港 掘下げ作業

期間 令和5年5月15日～6月30日(予備日を含む)の日出～日没

区域 5地点及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-43-55N 134-16-33E(岸線上)
- (2) 34-43-58N 134-16-34E
- (3) 34-43-57N 134-16-39E
- (4) 34-43-53N 134-16-38E
- (5) 34-43-54N 134-16-34E(岸線上)

位置 34-43-42N 134-16-14E付近

備考 警戒船を配置

海図 W1115

出所 玉野海上保安部



★5年200項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 小型船操縦訓練

期間 令和5年6月1日～30日(予備日を含む)の日出～日没

区域 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-34-58N 134-02-36E
- (2) 34-34-49N 134-02-41E
- (3) 34-34-53N 134-02-29E
- (4) 34-34-59N 134-02-28E

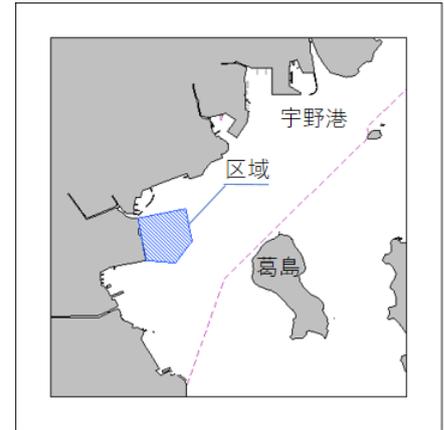
備考 区域内に浮標を設置

海図 W155-W1114

出所 第六管区海上保安本部



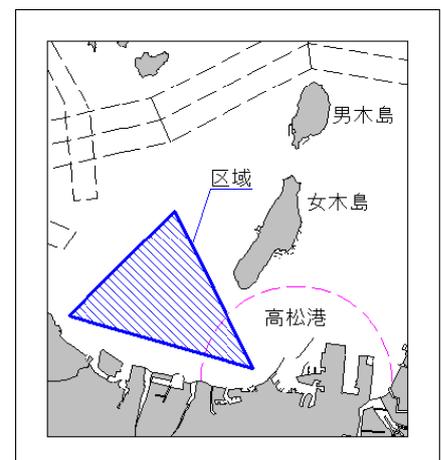
★5年201項 瀬戸内海 — 宇野港 重量物荷役作業  
 期間 令和5年5月16日～18日(予備日19日～29日)の日出～日没  
 区域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-28-45N 133-56-18E(岸線角)  
 (2) 34-28-48N 133-56-37E  
 (3) 34-28-38N 133-56-39E  
 (4) 34-28-31N 133-56-33E  
 (5) 34-28-31N 133-56-21E(岸線角)  
 備考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置及びアンカーワイヤーが水面下7mとなる位置に黄色灯付浮標を設置  
 (2) 警戒船を配置  
 海図 W154-W137A-JP137A  
 出所 宇野港長



★5年202項 瀬戸内海 — 高松港 浮棧橋撤去  
 区域 2地点を結ぶ線上  
 (1) 34-21-07.9N 134-03-19.3E  
 (2) 34-21-07.6N 134-03-18.6E(岸線上)  
 海図 W1125-W137A-JP137A  
 出所 第六管区海上保安本部



★5年203項 瀬戸内海 — 高松港及び付近 ヨットレース  
 期間 令和5年5月28日の0800～1500  
 区域 3地点により囲まれる区域  
 (1) 34-24.0N 134-01.2E  
 (2) 34-21.5N 134-02.6E  
 (3) 34-22.3N 133-59.2E  
 備考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置  
 (2) 警戒船を配置  
 海図 W1125-W137A-JP137A-W153-JP153  
 出所 高松港長



★5年204項 瀬戸内海 — 水島港 深浅測量

期 間 令和5年5月15日～31日の内6日間の日出～日没

区域1 7地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-30-02N 133-43-23E(岸線上)
- (2) 34-30-02N 133-43-23E
- (3) 34-29-58N 133-43-23E
- (4) 34-30-01N 133-43-12E
- (5) 34-29-49N 133-43-12E
- (6) 34-29-29N 133-44-18E
- (7) 34-28-45N 133-44-31E(岸線上)

区域2 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-29-25N 133-42-16E(岸線上)
- (2) 34-29-25N 133-41-55E
- (3) 34-30-25N 133-41-57E
- (4) 34-30-25N 133-42-06E
- (5) 34-31-33N 133-42-08E
- (6) 34-31-32N 133-42-20E(岸線上)

海 図 W1127A-JP1127A-W1127B-JP1127B

出 所 水島港長



★5年205項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業等

期 間 令和5年5月22日～6月23日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 5地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-01N 133-41-30E
- (2) 34-28-53N 133-41-41E
- (3) 34-28-47N 133-41-39E
- (4) 34-28-49N 133-41-34E
- (5) 34-29-00N 133-41-28E

- 備 考
- (1) 作業はグラブ浚渫船(スパッド式)で実施
  - (2) 長さ70m以上の船舶が通航する場合は、当該船舶の1L以上の通航幅を確保する
  - (3) 警戒船を配置

2. 揚土作業

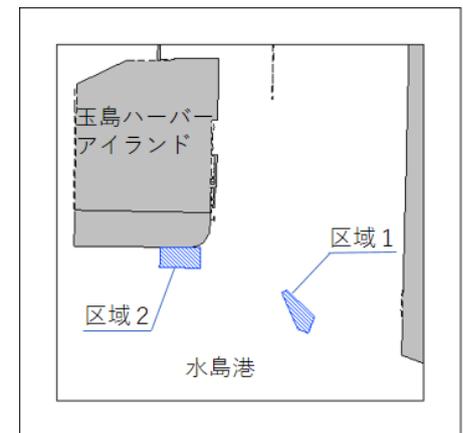
区域2 4地点により囲まれる区域

- (1) 34-29-15N 133-40-57E
- (2) 34-29-08N 133-40-57E
- (3) 34-29-08N 133-40-41E
- (4) 34-29-15N 133-40-41E

- 備 考
- (1) 区域内に排砂管及び作業船が設置され、排砂管を黄色灯付浮標で表示
  - (2) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置

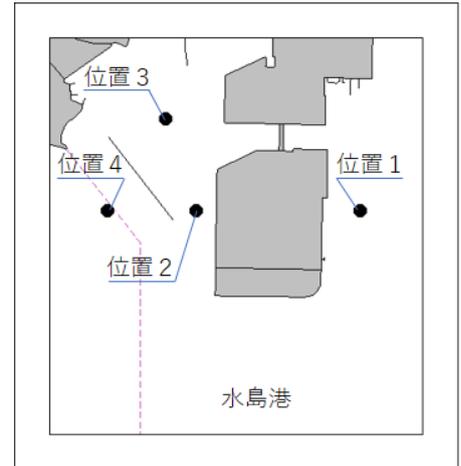
海 図 W1127B-JP1127B

出 所 水島港長



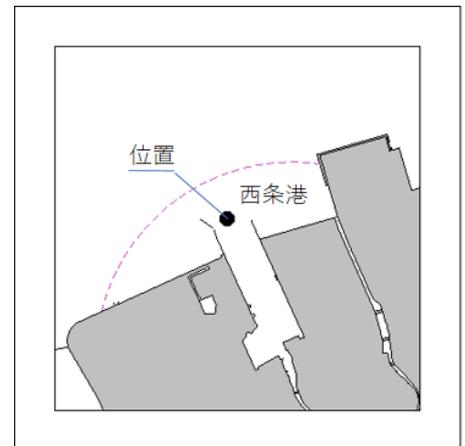
★5年206項 瀬戸内海 — 水島港及び付近 環境調査

期 間 令和5年5月24日、25日(予備日26日)の日出～日没  
 位置1 34-29-50N 133-41-20E  
 位置2 34-29-50N 133-39-59E  
 位置3 34-30-28N 133-39-44E  
 位置4 34-29-50N 133-39-15E  
 備 考 (1) 潜水作業を伴う  
 (2) 警戒船を配置  
 海 図 W1127B-JP1127B  
 出 所 水島港長



★5年207項 瀬戸内海 — 西条港 灯浮標消灯、仮灯設置

名 称 西条港第2号灯浮標  
 位 置 33-56.5N 133-10.1E  
 備 考 仮灯(単閃赤光、毎3秒に1閃光)を設置  
 海 図 W1236-W1128  
 参照書誌 411 4548番  
 出 所 今治海上保安部



★5年208項 瀬戸内海 — 西条港及び付近 地盤改良工事

期 間 令和5年5月15日～9月30日(予備日を含む)の日出～日没  
 区 域 4地点により囲まれる区域  
 (1) 33-56-58N 133-09-38E  
 (2) 33-56-19N 133-09-59E  
 (3) 33-56-15N 133-09-48E  
 (4) 33-56-53N 133-09-27E  
 備 考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に  
 灯付浮標を設置  
 (2) 潜水作業を伴う  
 (3) 警戒船を配置  
 海 図 W1236-W1128  
 出 所 今治海上保安部



★5年209項 瀬戸内海 — 燧灘、比岐島西方 海上訓練

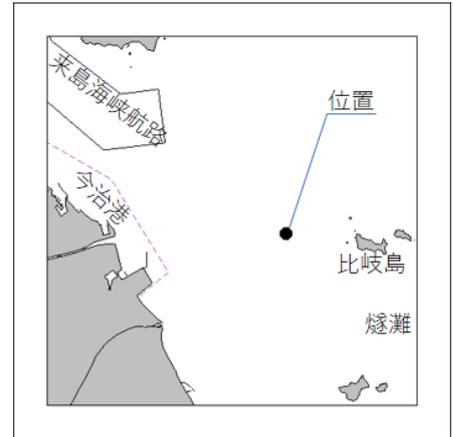
期 間 令和5年5月29日の1330～1715、30日の0900～1200  
(予備日31日の1330～1715)

位 置 34-03-41N 133-04-30E付近

備 考 巡視艇によるえい航及びもやい銃発射訓練

海 図 W104-JP104-W1128-W153-  
JP153-W1108-JP1108

出 所 第六管区海上保安本部



★5年210項 瀬戸内海 — 今治港、第2区 重量物荷役作業

期 間 令和5年5月27日～29日(予備日30日～6月5日)の日出～日没

区 域 3地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-03-05N 133-01-42E(岸線上)

(2) 34-03-17N 133-01-40E

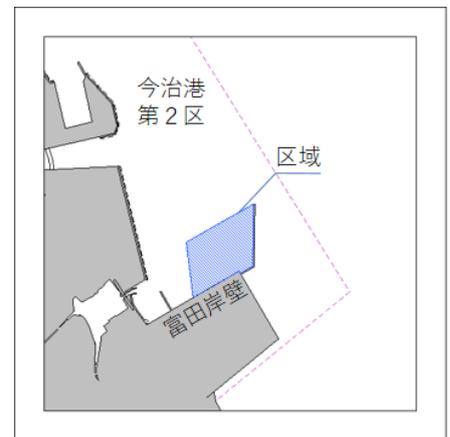
(3) 34-03-25N 133-01-57E(防波堤先端)

備 考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカーワイヤー位置に黄色灯付浮標を設置

(2) 警戒船を配置

海 図 W1361

出 所 今治港長



★5年211項 瀬戸内海 — 広島港、第1区 橋梁灯復旧

六管区水路通報5年11号133項削除

1. 名 称 広島大橋橋梁灯(P1灯、P2灯)

位 置 1 34-21.4N 132-29.8E

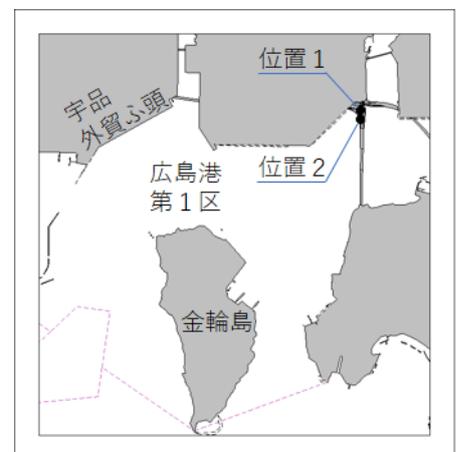
2. 名 称 広島大橋橋梁灯(P3灯、P4灯)

位 置 2 34-21.3N 132-29.8E

海 図 W1112A-JP1112A

参照書誌 411 4748、4748.01、4748.02、4748.03番

出 所 広島海上保安部



★5年212項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 海上行事

期 間 令和5年5月27日、28日の日出～日没

位 置 2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-21-32N 132-26-47E

(2) 34-21-26N 132-26-34E

備 考 (1) ウエイクサーフィン大会が実施される

(2) コースを示す浮標を設置

(3) 警戒船を配置

海 図 W1112A-JP1112A

出 所 広島港長



★5年213項 瀬戸内海 — 広島港及び付近 海上訓練

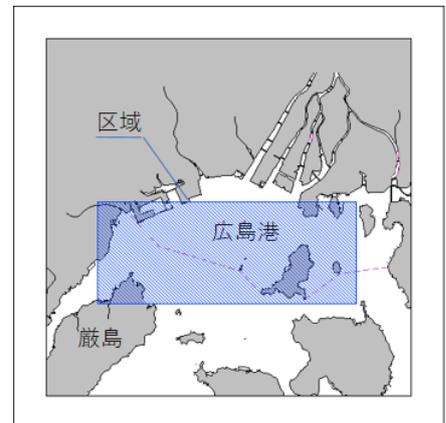
期 間 令和5年5月12日の0800～1100、1800～2000、  
14日の1800～2000

区 域 付図のとおり(陸域を除く)

備 考 巡視船艇等による訓練

海 図 W1112A-JP1112A-W1112B-  
JP1112B-W1113-W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



★5年214項 瀬戸内海 — 広島湾 環境調査

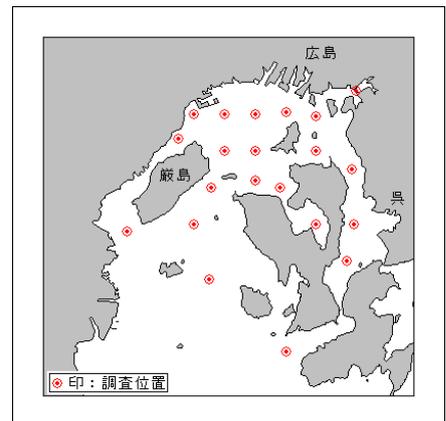
期 間 令和5年5月29日～31日(予備日6月1日～14日)の日出～日没

位 置 付図に示す21地点

備 考 測量船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海 図 W1112A-JP1112A-W1112B-  
JP1112B-W1113-W1109-  
JP1109-W142-JP142

出 所 第六管区海上保安本部



## 事前通報・航行自粛にご協力をお願いします！

グランドプリンスホテル広島(広島市南区元宇品町所在)周辺  
海域・河口部周辺海域において、**海上警備を強化**します。

警備上の必要性から、**立入検査、職務質問等を実施する場合があります**ので、ご協力をお願いします。

特に厳重な警備を行いますので、下記期間中、**広島湾を航行予定の船舶**は、**以下の3点**についてご理解とご協力をお願いいたします。

### ① 航行予定の事前の通報(事前通報)

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、

- ☑ 航行予定日の前日正午までに
- ☑ 事前通報用紙に必要事項をご記載のうえ
- ☑ FAX送信 FAX番号: 082-253-8475
- ☑ メール送信 アドレス: jcg-6kokoanzen2@gxb.mlit.go.jp
- ☑ または、六本部交通部に直接持込 により

5月8日(月)から  
受付を開始します。



**航行予定の事前の通報(事前通報)**をお願いします。



- ※ 事前通報の詳細は、右のQRコードより「事前通報記入例」をご参照願います。
- ※ 事前通報が無い場合、現場海域での確認に時間を要する場合があります。

### ② 航行自粛海域における航行の自粛について

5月15日(月)～5月22日(月)サミット関連行事終了までの間、**広島港(事前通報対象海域)**を航行する予定の船舶は、**航行自粛海域**にみだりに立ち入らないようお願いします。

### ③ その他の海域における海上警備について

5月19日(金)～5月21日(日)のサミット期間中、**その他の海域**において、航行自粛を伴う海上警備を行う可能性があります。**海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。**

## 自主警備体制の強化にご協力をお願いします！

G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！  
～海事・漁業・マリレジャー等の関係者の皆様へ～

G7広島サミット開催に伴うテロ等の未然防止のため、**以下の措置の徹底**をお願いします。



### ◎ 「自主警備の強化」と「船舶管理の徹底」を！

- 臨海施設(海運事業者、マリーナ、漁協等)の管理者は、**不審物・不審事象の早期発見**のため、**巡回**や**不審者の侵入防止策**、**立入禁止区域の明示**、**手荷物検査**などを講じていただくようお願いします。
- 船の盗難及び不正使用を防止するため、**施錠**、**エンジンキーの確実な保管**、**船舶貸出時の身元確認等の徹底**をお願いします。

### ◎ 不審事象を発見したら直ちに通報を！

以下のようなことがあれば、直ちに「118番」又は最寄の海上保安部署に通報をお願いします。

ご不明な点はお問い合わせください

- ・ 身元が分からない人から船を貸してくれと頼まれた。
- ・ 船が盗まれた。
- ・ 日頃見かけない船がウロウロしているなど不審な船がいる。
- ・ 挙動不審な人、危険物や不審物を所持した人がいる。
- ・ 不審物が置かれている。



第六管区海上保安本部  
(電話082-251-5111)





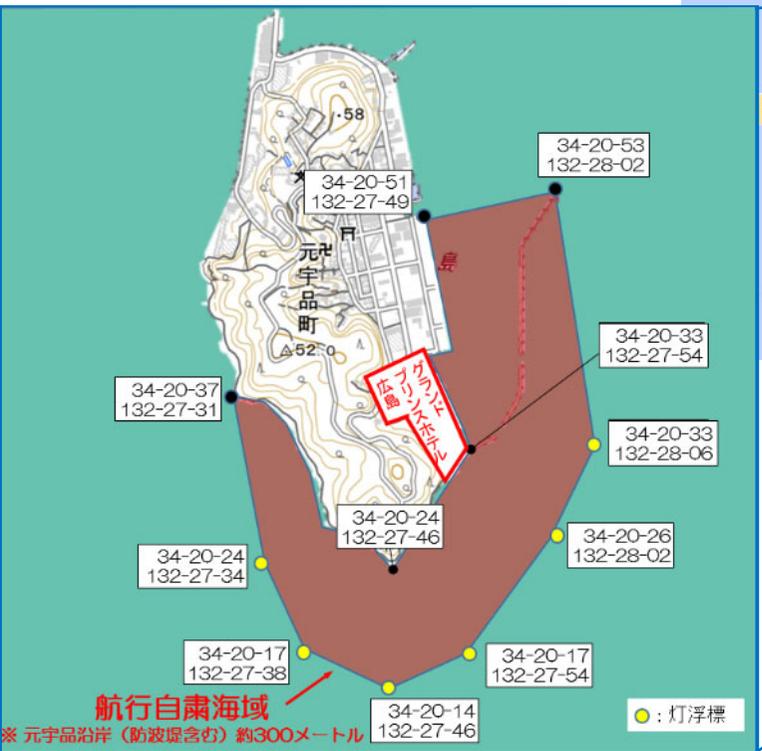
# G7広島サミット開催に伴う海上警備にご協力を！

～広島湾を航行予定の海事・漁業・マリンレジャー等の関係者の皆様へ～

5月15日(月)～22日(月)に  
事前通報対象海域を航行する  
時は、事前通報をお忘れなく！



事前通報後、識別旗の  
交付を受けることにな  
った船舶は、識別旗を  
お渡しますので、第  
六管区海上保安本部  
に取りに来ていただく  
ことになります。  
(AIS搭載船は除く)



5月15日(月)～22日(月)の間、  
航行自粛海域に  
みだりに立ち入らないでね！



その他の海域においても、航行自粛を伴う海上警備を  
行う可能性があります。  
海上警備へのご理解・ご協力をお願い致します。